

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	砂防課	整理番号	9-7-1
処分の種類	原因行為者への工事施工命令				
根拠法令等・条項	砂防法第8条				
処分の概要	他の行為等により砂防工事の必要を生じた場合に、その原因者(行為者)に砂防工事の施行等を命ずる。				
処分基準	<p>原因行為者への砂防工事又は砂防設備の維持(以下「砂防工事等」という。)の施行の命令は、他の工事、作業その他の行為が砂防工事を施工する必要を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水上砂防の支障を生じさせないときに、当該砂防工事等の施行を命じることができるものである。</p> <p>また、原因行為者に対する施行命令の範囲は、原因として当該砂防工事の必要を生じさせた限度とする。</p> <p>なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を施行させることが治水上砂防の支障を生じさせる恐れがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じない。</p>				
基準の制定根拠					